

認知症対応型共同生活介護に係る内定申請受付要項（第8期 令和4年度開設）の質問回答について

No	質問	回答
1	令和5年3月1日までの開設とありますが、「諸般の事情により開設時期までに開設が間に合わない場合につきましては、応相談とします」と書かれています。例として、計画地の土地形状の諸事情、生産緑地の解除や道路整備等の諸事情が間に合わない場合の理由に含まれるのでしょうか。	内定申請時のスケジュールでは、令和5年3月1日までの開設計画であったが、その後、法人の責によらない場合の理由で、やむを得ず遅れてしまう場合は、開設時期を延長することを相談することが可能となります。御質問の事情については、内定申請時点で開設が間に合わない判断される場合は、相談対象とはなりません。スケジュールが遅延する理由として、新型コロナウイルス感染拡大や災害の発生による工事の遅延等が考えられます。事前に関係機関等とスケジュールの調整をお願いいたします。 また、補助金を申請されている場合は、令和4年度中に着工し竣工することが条件となっておりますので介護基盤係へ御相談ください。
2	受付ユニット数について、5ユニットとのことですが、例えばエンターリーが3社で3ユニットずつ、計9ユニットの場合どのような選定となるのでしょうか。1社3ユニット分のみ選定か、あるいは来年度の計画分を使い6ユニット分の開設となるのでしょうか。	5ユニットを超える申請があった場合の選定については、「別紙1」を御参照ください。
3	内定申請書類の「No. 5 土地・建物の賃貸借契約書（仮契約書）等の写し」について、仮契約書ではなく合意書でも有効でしょうか。	合意書でも可能としますが、内定申請時に記載内容を確認し、不足があれば補足資料を求めることとなります。
4	「別紙1 認知症対応型共同生活介護事業者 得点表」について、点数が高ければ優位ということでしょうか。 また、川崎市に初めてエンターリーする事業者は、事業所得点「2-4 かわさき健幸福寿プロジェクト」「2-5 介護相談員派遣事業」について、参加申請済の項目で加点ができないため、この項目だけで20点差が付くということは、他社様と同条件でも選定されないということになると思いますが、そのような認識でよいのでしょうか。	点数が高ければ優位となります。 なお、「2-5 介護相談員派遣事業」については、他都市での介護相談員派遣事業を受けたいれば受入済で点数を付けることができます。
5	内定申請書類の「No. 10 選定一覧において加点を証明する書類」について、具体的に何を示せばよいでしょうか。サービス形態は過去の既存施設などの重説などを提出するという認識でよいでしょうか。「2-4 かわさき健幸福寿プロジェクト」「2-5 介護相談員派遣事業」について参加確約をどのように示せばよいでしょうか。	「選定一覧において加点を証明する書類」について示すものは以下を想定しています。 ・1-1～1-4、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1について、申請時に御提出いただく申請書（第4号様式）、計画事業所概要所及び誓約書、事業所平面図、土地・建物の賃貸借契約または登記簿謄本、工事工程表等で確認いたします。 ・2-1について、例として、事業所の運営実績が分かる一覧表（事業所名、サービス種別、運営年数、指定年月日、事業所所在地等が記載されたもの）で確認いたします。※特に様式に決まりはございません。 ・2-2、2-3について、直近の決算報告書の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費明細等）で確認いたします。 ・2-4、2-5について、既に参加済みであれば、参加の状況が分かるもの（参加のやりとりが分かる書面の写し等）、これから参加する場合は、いつまでに参加するといった申出書等。※特に様式に決まりはございません。 ・5-2～5-8について、各加算を取得するため要件について、どのように取り組んでいくかわかる計画の概要。※特に様式に決まりはございません。

6	<p>誓約書に内定後に誓約事項が遵守されない場合、指定が行われず、指定の取消等が記載されていますが、「2-4かわさき健幸福寿プロジェクト」及び「2-5介護相談員派遣事業」について、川崎市内で認知症対応型共同生活介護を行う上では参加が必須事項という認識でしょうか。</p>	<p>内定申請において、「2-4かわさき健幸福寿プロジェクト」及び「2-5介護相談員派遣事業」については、加点事項ではありますが、内定申請の必須事項ではありません。 また、内定申請で参加すると加点した場合、今後、当該事業への参加が必須となります。</p>
7	<p>返信用封筒について、1枚分を同封することでよいでしょうか。</p>	<p>返信用封筒は1枚分となります。その際、返信用封筒に送り先を記入し、84円切手をお貼りいただくようお願いいたします。</p>
8	<p>本公募の大まかな流れとしては、内定予約受付期間（結果通知、令和3年12月）をもって選定されたという認識かと思いますが、【地域密着型サービス指定申請の流れについて】に記載してあります「8 指定申請等に係る審査手数料」は指定申請のタイミングでしょうか。あるいは、本公募の際に係る費用のことでしょうか。 また、同項目の更新申請の費用については、上記の指定申請書類の不備があった場合、毎回かかる費用ということでしょうか。</p>	<p>公募の大まかな流れは内定申請受付要項の「2 日程等」を御確認ください。 【地域密着型サービス指定申請の流れについて】に記載してあります「8 指定申請等に係る審査手数料」は、指定申請時にかかる費用となります。 更新申請の費用は、事業を継続する場合の指定更新手続きの毎にかかる手数料となります。指定申請書類の不備について補正があった度に手数料を徴収することはありません。</p>
9	<p>申請書（第4号様式）の「法人の所轄庁」について、どのような記載をすればよいでしょうか。</p>	<p>医療法人、社会福祉法人及びNPO法人等について、法人の所轄庁がある場合、所轄庁を記載することとなります。また、株式会社、合同会社の場合、記載不要となります。</p>
10	<p>申請書（第4号様式）の「介護保険事業所（既に指定を受けている場合）」とありますが、既存施設からの転用という意味でしょうか。あるいは、川崎市内での運営している施設の介護保険事業所番号の記載ということでしょうか。</p>	<p>川崎市内で既に指定を受けている事業所と同一の事業所番号にしたい場合に記載してください。同一事業所番号にするには、既に指定を受けている事業所と内定申請を行う事業所の名称、所在地が一致している必要があります。</p>

11	<p>開設に向けて近隣にポスティングは行う必要がありますでしょうか。要項等書類にはありませんが、近隣に向けての挨拶分（行政から公募があること、エントリーすること、選定されれば〇年〇月に開設する旨等）を現在のコロナ禍を踏まえポスティングを行うべきでしょうか。</p>	<p>ポスティングを行うことについて、公募の要件にはありませんが、認知症対応型共同生活介護の指定基準の基本方針において、「認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民の交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目指す」とされているため、今後、御近隣との良好な関係を保つことを踏まえ、必要性について事業者で御検討いただき、御判断いただければと存じます。</p>
12	<p>開設計画地の町会長様等の御連絡先を教えてくださいませんか。</p>	<p>町内会長様等の連絡先について、当課では把握しておりませんが、市民文化局市民活動推進課（044-200-2479）または、各区役所の地域振興課が相談先となります。</p>
13	<p>御近隣への説明を行うのであれば、行政としてのルール（計画地から〇mの範囲等）はありますか。</p>	<p>御近隣への説明を行うことについて、公募の要件にはありませんが、認知症対応型共同生活介護の指定基準の基本方針において、「認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民の交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目指す」とされているため、今後、御近隣との良好な関係を保つことを踏まえ、必要性について事業者で御検討いただき、御判断いただければと存じます。</p> <p>説明を行う場合の行政としてのルールについて、介護保険法等、当課で管轄する範囲では特に決まりはございませんが、その他関係法令については、法令を管轄する部署に御確認をお願いいたします。</p>

認知症対応型共同生活介護（第8期 令和4年度開設）受付ユニットの選定方法について

令和4年度開設分の内定申請受付を行うユニット数は5ユニットであり、5ユニットを上回るユニット数の内定申請があった場合、内定申請要項の「5 内定申請書類」9「別紙1 認知症対応型共同生活介護事業者 得点表」により算出した「平均得点（事業所）」を比較して選定します。

ただし、1事業所で2又は3ユニット運営することを申請の条件としていることから、点数順位の上位から選定した結果が、5ユニットにはならないことが考えられます。この場合、選定方法は、次のとおりとなります。

5ユニットを超過しての選定は行わず、選定ユニット数が5ユニットになるよう、2位以降の事業所を申請いただいた法人様とユニット数の調整を行い、調整が不調になった場合、さらに次順位の事業所を申請いただいた法人様とユニット数の調整を行います。なお、ユニット数が5ユニットに満たなかった場合は、令和5年度開設分のユニット数に持ち越すこととなります。

（例）4事業所からパターン1～3で申請があった場合

パターン1

点数順位		結果
1	A事業所（3ユニット）	内定
2	B事業所（3ユニット） →2ユニットにできるか調整	①2ユニットで調整可能であれば内定 ②2ユニットで調整不調であれば選外→③へ
3	C事業所（2ユニット）	③B事業所が2ユニットで調整不調であれば内定
4	D事業所（2ユニット）	選外

パターン2

点数順位		結果
1	E事業所（3ユニット）	内定
2	F事業所（3ユニット） →2ユニットに減らせるか調整	①2ユニットで調整可能であれば内定 ②2ユニットで調整不調であれば選外→③④へ
3	G事業所（3ユニット） →2ユニットに減らせるか調整	③F事業所が2ユニットで調整不調、且つG事業所が2ユニットで調整可能であれば内定 ④F事業所が2ユニットで調整不調、且つG事業所も2ユニットで調整不調であれば選外→⑤⑥へ
4	H事業所（3ユニット） →2ユニットに減らせるか調整	⑤F事業所・G事業所が2ユニットで調整不調、且つH事業所が2ユニットで調整可であれば内定 ⑥F事業所・G事業所が2ユニットで調整不調、且つH事業所も2ユニットで調整不調であれば選外
上記⑥であれば、内定は3ユニットとし、2ユニットは次回の令和5年度開設分のユニット数に持ち越します。		

パターン3

点数順位		結果
1	I事業所（2ユニット）	内定
2	J事業所（2ユニット）	内定
3	K事業所（3ユニット）	選外
4	L事業所（3ユニット）	選外

点数順位の上位であるI事業所、J事業所を選定した結果、残りが1ユニットとなります。1事業所で2又は3ユニット運営することを申請の条件としていることから、残り1ユニットの調整は行わず、次回の令和5年度開設分のユニット数に持ち越します。